

西日本高速道路株式会社九州支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和4年7月27日（水） 九州支社 2階会議室		
出席委員 （五十音順・敬称略）	井上 正義（弁護士）、鍋嶋 隆志（弁護士）、前越 俊之（福岡大学） 松田 一俊（九州工業大学）、安福 規之（九州大学）、 横田 守弘（西南学院大学）		
審議対象期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日		
抽出案件／対象件数	6件/87件	件名等	
工 事	一般競争入札	1件/8件	・令和3年度 沖縄自動車道（特定更新等）許田高架橋北他1橋床版取替工事（その1）
	条件付一般競争入札	2件/29件	・令和3年度 九州支社管内受配電自家発電設備更新工事 ・令和3年度 関門自動車道 下関IC～門司港IC間のり面補強工事
	指名競争入札	0件/0件	—
	随意契約	1件9件	・令和3年度 九州自動車道 熊本高速道路事務所管内橋梁床版補修工事（その2）
調査等	1件/32件	・令和4年度 佐世保道路 佐々IC～佐世保中央IC間水文調査業務	
維持管理役務及び物品・役務	1件/9件	・令和4・5年度 九州支社管内車両管理等業務	
少額契約 （250万円以下）	0件/1,174件	—	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答
◆入札監視事務局からの報告 令和3年度 工事入札契約状況報告 —	—
◆入札・契約手続きの運用状況等の報告 審議対象期間における契約状況及び入札参加資格停止等の運用状況等について ① 技術提案に係る一次苦情件数（説明請求）が増えた要因は。	① 技術提案を不適切と判断された場合に説明請求が可能ですが、入札説明書に加えて、新たに結果通知書にも説明請求に関する記述を行いました。説明請求が可能という認識が増えたことで請求件数が増えたものと思われます。

<p>② 公募型プロポーザル方式について、技術提案書の提出者の選定者数を変更した経緯は。</p>	<p>② 社内にて選定者数は4者として手続きを進めることとしておりましたが、入札公告で選定者数を公表していなかった等の手続きに不備があったため、社内規定に基づき、5者を選定し手続きを行ったものです。</p>
<p>◆抽出案件①の審議 【令和3年度 沖縄自動車道（特定更新等）許田高架橋北他1橋床版取替工事（その1）】</p> <p>① 技術評価基準に係る企業の施工能力において、他機関での工事中事故の有無を評価しない理由は。</p> <p>② 継続契約方式は、施工条件等が同様な工事を繰り返し発注することとしているが、一つの工事として発注することはできないのか。</p> <p>③ 継続契約方式において、後続工事を行うための業績評価基準はどのようなものか。</p>	<p>① 他機関の工事中事故については、弊社でその事実を調べることが出来ないため、当社発注工事での事故を対象としています。</p> <p>② 老朽化等に伴い早急な対応が必要な工事であるため、一つの単位にまとめてしまうと設計に時間を要すことや工期が長くなることから三つに分割し順次工事を行っております。</p> <p>③ 工事のしゅん功時における工事成績評価と同様の基準で行っております。</p>
<p>◆抽出案件②の審議 【令和3年度 九州支社管内受配電自家発電設備更新工事】</p> <p>① 審査対象基準価格を下回った者が3者いるが、算出方法は適正だったのか。</p> <p>② 施工箇所が7カ所あるが、まとめて発注した理由は。</p>	<p>① 審査対象基準価格は契約参考価格から弊社が定める算出方法により適正に決定しております。</p> <p>② 分割して小規模な工事発注した場合、過去実績において参加者がいないことがあったため、同時期に更新する設備においては、まとめて発注しています。</p>
<p>◆抽出案件③の審議 【令和3年度 関門自動車道 下関IC～門司港IC間のり面補強工事】</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>◆抽出案件④の審議 【令和3年度 九州自動車道 熊本高速道路事務所管内橋梁床版補修工事（その2）】</p> <p>① 継続契約方式において、後続工事を当初工事</p>	<p>① 工事規模により競争参加者の選定を行って</p>

<p>と同規模工事としている理由は。</p> <p>② 4回目の見積りようやく決定しているが、価格がすり合わないことはよくあるのか。</p> <p>③ 継続契約方式の後続工事の業績評価基準に当初工事の施工経験などの評価も入れて良いのでは。</p> <p>④ 業績評価又は意思確認の結果により、後続工事を契約しなかった又は受けなかったという事例はあるのか。</p>	<p>るため、規模が変わると選定業者も変わってくることから同規模工事としています。</p> <p>② 3回目の見積りが終了した時点で契約制限価格と開差があったため、見積りの内容について確認した結果、諸経費の考え方に相違があったものです。</p> <p>③ 継続契約方式においてもそれぞれの工事に対して評価を行っており、工事ごとに成績評定要領に基づき業績評価を行っております。</p> <p>④ 他支社を含めて事例としてはあります。</p>
<p>◆抽出案件⑤の審議 【令和4年度 佐世保道路 佐々IC～佐世保中央 IC間水文調査業務】</p> <p>① 最低入札者が落札者となっていない理由は。</p> <p>② 技術評価基準に働き方改革への取り組みを導入した背景は。</p>	<p>① 審査対象基準価格を下回っていたため、落札者としておりません。</p> <p>② 技術評価基準においては、国土交通省等の基準を準用しております。</p>
<p>◆抽出案件⑥の審議 【令和4・5年度 九州支社管内車両管理等業務】</p> <p>① 参加申請者から提出された納税証明書が資格要件で指定されていたものと異なっていたことで欠格としているが、このようなことはよくあることか。</p>	<p>① ほとんどありません。</p>
<p>◆全体を通じて</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>特になし</p>	